

ADRで和解しました

大熊町における和解成立事例を中心に

ADRセンターを利用して、**慰謝料が増額**した事例や
支出した費用が賠償された事例を集めました！



東電から**すでに賠償を受けていても、**
追加で賠償される可能性があります！

目次

I 避難中の生活が辛く、とても苦労しました。

- **家族が離れ離れ**で生活しました。 事例1、事例2
- **乳幼児を抱えて**の避難でした。 事例1
- **要介護の家族**と一緒に避難しました。 事例2、事例3、事例11、事例12

II 避難生活により、体調が悪くなり、病気になりました。

- 避難生活が続き、**病気になりました**。 事例3、事例4
- 避難生活が続き、**病気になり、職場に勤められなくなりました**。 事例4

III 事故によって出費が増えました。物が使えなくなりました。

- **自宅で食べていた野菜**などの栽培ができなくなりました。 事例5、事例7
- **持っていた農機具**が使えなくなりました。 事例6、事例7
- **高級な家具**が使えなくなりました。 事例8、事例9
- **社交ダンスの衣装**が傷んでしまいました。 事例10

IV 亡くなった父、母が生前大変な苦労をしました。

- **亡くなった親に代わり**損害賠償を求めました。 事例11

V 避難によってつらい出来事が起きました。

- **猫を自宅に置いて避難し**、行方がわからなくなりました。 事例12
- **事故直前に亡くなった父の葬儀**が十分にできませんでした。 事例13

VI 直接請求で評価された土地の値段に納得できません。

- **土地**を再評価してもらいました。 事例10、事例14
- **父から相続した土地**を再評価してもらいました。 事例15

VII 証拠が手元にありません。

- **盗難被害を受け、客観的な証拠**がなくなりました。 事例16

ADRセンターの概要

ADRセンターの目的とこれまでの実績

平成23年3月の福島原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者（東京電力）に対する**原子力損害の賠償請求**について、**円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決**することを目的として設置された**国の紛争解決機関**。
令和4年1月末現在、**累計26,000件以上**の案件が終了し、**約8割が和解成立**に至っている。

和解仲介手続きの概要



申立て前でも、わからないことがあればセンターの事務所・各支所までお気軽にお問合せください。

- **直接請求手続きの有無に関係なく申立て可能**
- 裁判よりも**手続きが簡便で、無料**
- 弁護士資格を持つ仲介委員が**中立・公正に和解仲介**を担当
- 和解案は**個別の事情に応じて提示**

手続きの一般的な流れ



避難で離れ離れになった夫婦

事例概要

和解金額 総額 357万円

● 夫について

避難によって妻・子供と離れて生活しなければならなくなったため、避難生活を送っていた期間について、慰謝料が通常より増額されて賠償された。

● 妻について

乳幼児の世話をしながら避難生活を送ったため、末子が小学校に入学するまでの期間について、慰謝料が通常より増額されて賠償された。



ポイント解説

事故による避難によって**家族と離れて暮らしたり、乳幼児の世話をしながら避難したり**するなど、**通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きい**と認められる場合には、目安とされた慰謝料よりも増額される可能性があります。

避難で家族が離れて生活、介護も

事例概要

和解金額 総額 182万円

● 避難によって家族が離れ離れになった

避難によって**家族が離れて生活**する必要が生じ、妻は**避難場所を転々**とした上に、**避難をしながら出産を控えた娘の世話**をした。



● 要介護の家族と避難

妻は要介護の夫と義理の母を**介護しながらの避難**であり、夫婦それぞれに対して慰謝料が通常より増額されて賠償された。



ポイント解説

事故による避難によって**家族と離れて暮らしたり**、避難中に**要介護の家族を介護**したりするなど、**通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きい**と認められる場合には、目安とされた慰謝料よりも増額される可能性があります。

また、介護をしながらの避難生活については、**介護者と要介護者それぞれに対して賠償**が認められる可能性があります。

避難生活で病気になって通院が必要に

事例概要

和解金額 総額 597万円

- 夫婦ともに、避難生活によって通院が必要に

夫は**避難生活により腰痛やめまい症**などが生じて**通院が必要**となった。

また、妻は**避難生活により過活動膀胱**になり、同じく**通院が必要**となった。



- 夫の介護についても考慮された

夫は介護が必要であり、妻は**夫の介護をしながらの避難生活**を過ごしたことが併せて考慮され、直接請求で支払われた**慰謝料に追加して賠償が認められた**。

ポイント解説

避難生活が原因で、治療が必要なほど

健康状態が悪化し、病気になったことにより

生じた損失についても賠償が認められます。

また、避難中に**要介護の家族を介護**するなど、

通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きいと

認められる場合には、目安とされた慰謝料よりも

増額される可能性があります。

避難生活のストレスで病気になった

事例概要

和解金額 総額 224万円

- 体調不良で退職、病気が理由で再就職もできない

原発事故により、働いていた工場が閉鎖され、会津地方に避難しながら別の工場に勤めていたが、**避難生活が続き、体調不良になり退職。**その後、**脳出血や統合失調症を発症したため、再就職が困難となった。**

- 避難生活のストレスが原因と認定、賠償へ

避難生活によるストレスが原因の一つとなって病気になったと認められ、**退職して減った収入分が賠償**された。また、通院が必要となったことから、**通院のための交通費や慰謝料が賠償**された。



ポイント解説

勤労者が**避難指示等により就労が不能**となった場合、減収分の賠償が認められます。

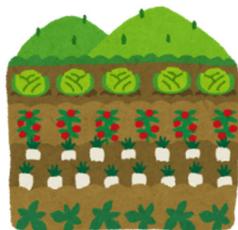
また、**避難生活が原因で、治療が必要なほど健康状態が悪化**し、病気になったことにより生じた損失についても賠償が認められます。

野菜や魚介類の自給自足が不可能に

事例概要

和解金額 総額 166万円

- 事故前は自給自足で生活していた
原発事故前は、自宅の畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらって生活していた。また、夫は漁業に従事していたため、魚介類も購入することなく入手出来ていた。
- 避難によって野菜や魚介類を買う必要が生じた
避難により、野菜や米、魚介類を買う必要が生じ、それらの購入費が事故によって増加した生活費として賠償された。



ポイント解説

原発事故後、野菜や米等を購入することになり、生活費が増加した場合、生活費増加費用の賠償が認められることがあります。

原発事故でトラクターが使えなくなった

事例概要

和解金額 総額 917万円

- 避難によって農機具を管理できなくなった

農業を営んでいたが、**原発事故による避難でトラクターなどの農機具を管理できない状態になり、使用不能となってしまった。**

- 農機具の価値を改めて算定

壊れた農機具について、直接請求で既に賠償されていたが、**申立人への聞き取りなどを踏まえて改めて農機具の価値を算定し、それに基づいて直接請求を上回る賠償が認められた。**



ポイント解説

避難指示などで避難が必要となって、農機具の管理ができなくなったことによる損害について、賠償が認められました。

原発事故で農機具が使えなくなった

事例概要

和解金額 総額 2,260万円

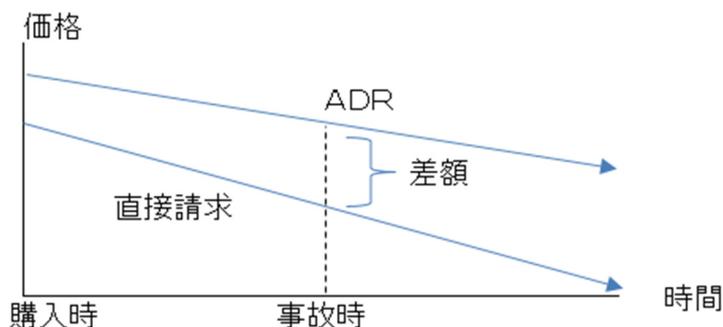
- 原発事故後、米や野菜を購入するようになった

原発事故前は農業を営んでおり、**米や野菜は自家栽培していた。**

事故後、**避難によって米や野菜を購入**する必要が生じたため、増加した生活費分の賠償が認められた。

- 原発事故で農機具が使えなくなった

原発事故によって農機具が**使用不能**となり、直接請求において東京電力の算定に基づいた賠償が行われたが、**ADRにおいて農機具の価値などを改めて算定し、追加賠償が認められた。**



ポイント解説

原発事故後、**野菜や米等を購入することになり、生活費が増加**した場合、生活費増加費用の賠償が認められることがあります。

また、**避難指示などで避難が必要**となって、**農機具の管理ができなくなったことによる損害**について、賠償が認められました。

ひな壇飾りや神棚を置いて避難

事例概要

和解金額 総額 123万円

● ひな壇飾りなど高額なものについて追加賠償

避難で持ち出せなかった家具などの家財について、直接請求では定額の賠償を受けていた。

しかし、**定額賠償では家財が限定されていたため、個別に財物損害の賠償請求をADRで申し立てた。** ADRで請求対象の家財の来歴等と照らして、テレビ、婚礼家具、ひな壇飾り、神棚、氏神（ほこら）について、**定額賠償に含まれない高級家財と判断されて追加賠償が認められた。**



ポイント解説

直接請求では家財の賠償について一定の金額で賠償されますが、**高級な家財が個別にある場合、金額を見直して定額を超えて追加で賠償される**可能性があります。

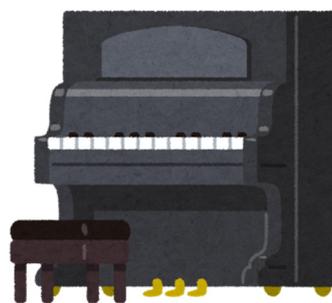
高級家具などの賠償

事例概要

和解金額 総額 339万円

● 持ち出せなかった高級家具などに追加賠償

避難時に持ち出せなかったピアノ、オーダーキッチン、ひな人形などの**高級家具22品目について**、直接請求において定額賠償を受けたものを含めて**ADRで価格を算定し直し、追加賠償が認められた**。直接請求で賠償の対象とならなかった一部の家具についても、同様に賠償が認められた。



ポイント解説

避難指示などで避難が必要となって、家財の管理ができなくなったことによる損害について、賠償が認められました。

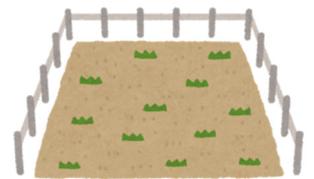
直接請求では家財の賠償について一定の金額で賠償されますが、**高級な家財が個別にある場合、金額を見直して定額を超えて追加で賠償される可能性**があります。

社交ダンス用衣装と土地の賠償

事例概要

和解金額 総額 791万円

- 避難時に社交ダンス用衣装を持ち出せなかった
避難時に持ち出せなかった社交ダンス用衣装を、
高額家財として事故当時の価格を算定し直し、
賠償が認められた。
- 畑と評価された土地を再評価
直接請求では登記簿に基づいて畑と評価されたが、
実態は畑として利用していない空き地だったため、
事故当時の現況を確認して再評価し、
追加賠償が認められた。



ポイント解説

直接請求では家財の賠償について一定の金額で賠償されますが、**高級な家財が個別にある場合、金額を見直して定額を超えて追加で賠償される**可能性があります。

また、**ADRでは実態に基づいた土地評価を行うため、不動産の評価を算定し直すことで、追加で賠償が認められる可能性があります。**

亡くなった親の代わりに申立て

事例概要

和解金額 総額 41万円

- 親を介護しながら避難したが親が亡くなった娘は親の介護をしながら避難をしていたが、**親がその後亡くなり、娘が損害賠償を求める権利を相続した。**
- 親の分も含めて賠償が認められた
娘は**親を介護しながらの避難生活**であったことと、親は**生前、要介護で避難**していたことについて、それぞれ賠償が認められた。



ポイント解説

避難中に**要介護の家族を介護**するなど、**通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きい**と認められる場合には、目安とされた慰謝料よりも増額される可能性があります。

また、事故当時辛い避難生活を送っていた家族が亡くなっていても、損害賠償を求める権利を相続した**相続人が亡くなった家族の損害について申立てることも可能**です。

避難でペットがいなくなってしまった

事例概要

和解金額 総額 329万円

- 避難でペットの猫が行方不明になった

ペットの猫を自宅に置いたまま避難したが、一時帰宅の際に捕獲できず、**行方不明**になった。その後、猫の搜索は続けられたが、**結局見つけられず、賠償**が認められた。



- 障害を抱えたまま避難し、両親の介護も行った

また、申立人は**障害を抱えながらの避難**だった上、避難生活中に父親が認知症、母親がうつ病になり、**両親を介護をしながら避難**した。以上について、それぞれ賠償が認められた。

ポイント解説

原発事故が原因となって精神的苦痛を受けたと認められる場合には、慰謝料が賠償されます。また、**障害を抱えながら避難**したり、避難中に**要介護の家族を介護**したりするなど、**通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きい**と認められる場合には、目安とされた慰謝料よりも増額される可能性があります。

亡くなった父を弔うことができずに避難

事例概要

和解金額 総額 14万円

- 事故の直前に亡くなった父の遺体を置いて避難
原発事故直前に父が亡くなり、自宅に父の遺体を残したまま避難した。
適切な時期に父を弔うことができなかつたことについて、賠償が認められた。
- 居住地域外の火葬場の使用料も賠償
その後、居住地域外の火葬場で父を火葬したが、その自治体の住民票が登録されていないため、**火葬場の使用料が通常よりも多く必要**となり、その差額分の賠償が認められた。



ポイント解説

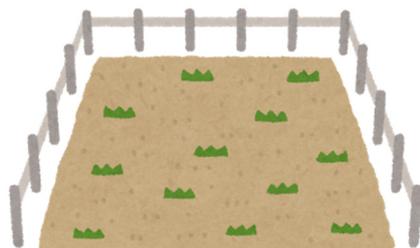
原発事故が原因となって精神的苦痛を受けたと認められる場合には、慰謝料が賠償されます。また、**避難指示などで避難が必要**となって、**生じた出費**について賠償が認められました。

自宅周辺の土地の賠償

事例概要

和解金額 総額 115万円

- 山林と評価された土地をADRで再評価
避難で管理ができなくなった自宅周辺の土地の損害賠償について、直接請求においては**登記簿に基づいて山林として評価されて賠償を受けた。**
ADRにおいては**事故当時の現況を確認した上で、町からも準宅地と評価されていたことを踏まえて再評価し、追加賠償が認められた。**



ポイント解説

避難指示などで避難が必要となって、土地の管理ができなくなったことによる損害について、賠償が認められました。
直接請求では登記簿の地目（土地の用途区分）に従って賠償されますが、**ADRでは航空写真等を基に事故当時の現況を見て賠償されます。**

隣接する土地の評価を再算定

事例概要

和解金額 総額 1,452万円

- 直接請求で隣接する土地が異なる評価で賠償
父親から相続した隣接した2つの土地について、
直接請求では異なる評価で賠償された。
ADRにおいて、両土地は同じ建物の敷地で、
二つの土地の間に区切りや高低差もなく、
一体のものとして利用されていることから、
土地の評価は同等とした上で算定し直し、追加賠償が
認められた。



ポイント解説

ADRでは、実態に基づいた土地評価を行うため、
不動産の評価を算定し直すことで、追加で賠償が
認められる可能性があります。

事業実態を証明する証拠がない

事例概要

和解金額 総額 1,051万円

- 事業実態を証明する証拠が盗難被害にあった
避難後の盗難被害により、経営していた**事業の実態を証明する客観的な証拠がなくなってしまった**。
直接請求では、最低賠償額しか賠償されなかったが、ADRにおいて、**申立人からの聞き取りを行うことで損害の実態を把握し、追加賠償が認められた**。



ポイント解説

直接請求では客観的な証拠がないものに対しては賠償が認められませんが、**証拠がなくなっても、ADRにおいて聞き取りを行い、損害の実態を把握し、損害分が賠償される可能性があります**。

申立書はセンターの事務所・各支所で受け付けています

福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10 群中東口ビル2階
 ※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 火 水 木 金



<令和5年12月1日より下記住所に移転しました>
 福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル3階

会津支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県会津若松市追手町7-5
 福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
 いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
 南相馬市役所北庁舎2階

開所日の受付時間

各日 9:00~17:00

事前予約不要

ご利用いただく場合は、最寄りの事務所・支所の開所日に直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問合せください。

申立書を郵送する場合は下記宛先までお願いします。

〒105-0003
 東京都港区西新橋1-5-13 8東洋海事ビル 9階
 原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所

ホームページ



文部科学省

原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

☎ 0120-377-155 平日10時~17時

令和4年2月発行